

静岡県告示第212号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東修善寺線	伊豆市柏久保字原町311番の4から 伊豆市柏久保字原町311番の4まで	令和7年3月25日

=====

静岡県告示第213号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
足高三枚橋線	沼津市共栄町3番の8から 沼津市日ノ出町420番の5地先まで	令和7年3月25日

=====

静岡県告示第214号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
愛鷹インター線	沼津市東椎路字春ノ木533番の2から 沼津市東椎路字中尾1595番の2まで	令和7年3月25日



静岡県告示第215号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
473号	島田市福用字大井川平980番の11から 島田市福用字大井川平981番の2まで	令和7年3月25日